

少年センターだより

「湖南省少年センター・あすくる湖南」

【住所】 湖南省石部中央一丁目1番1号 市役所西庁舎
 【悩み相談】 Tel 77-7053 Fax 77-7059
 【e-mail】 ask-7053@city.shiga-konan.lg.jp



(西庁舎 別棟2階)

『幸せの青い鳥』をさがして

湖南省教育委員会事務局 学校教育課

課長 竹村 元嗣

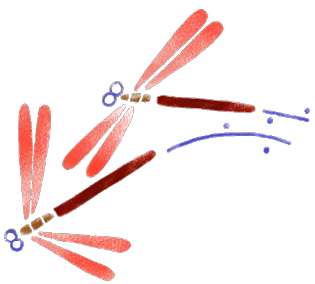


日頃、学校では学力や体力、そして、『生きる力』というものを育むために、様々な教育活動を行っています。そして、教育委員会も学校や地域と連携しながら、子ども達の成長を見守り、支援しています。でも、それは子ども達が未来において『幸せの青い鳥』を自分でさがせるように育てることが本当の目的です。以前に、NHK放送で白熱教室『幸福学』が放映されました。これは、最新の心理学や経済学、脳科学等の分野を融合して「人間の幸せのメカニズム」を科学的に分析する研究です。近年、このような学問が進められる背景には、世界的に『経済発展だけでは、社会の幸福は達成できない』と考え始めるようになったからだといわれています。

② 親切心・・・感謝すること

他人に対して、「親切にする」「親切にしようとする」心を持つことです。例えば、困っている人を助けたり、地域の奉仕作業やボランティア活動に参加して、汗を流したりすることもその一つです。

さらに、「人や自然や自分以外のものに対して感謝することが重要である」と説いています。人は、苦しいことやつらいことなどの逆境を感じることによって、さらに感謝の心を持つようになり、ささいな日々の出来事に喜びや感謝をするようになるのです。



③ 「ここ」にいること

・・・目の前のことに集中すること

時々、物事に集中できずに「違うことを考える」「物思いにふける」ことがあるでしょうが、そのことが潜在的に幸福度を低下させているのです。また、スマホやLINEや携帯ゲームなどで「バーチャルな世界」に長く入り込むことは危険なこと、仮想世界と現実の境界が見えなくなりま

す。「心」に「あらず」という不安定な状態は、自分自身を見失ったり、やるべきことができずにストレスを感じてしまうのです。今、自分の「やるべきこと」「しなければならぬこと」に一生懸命に取り組むことが、自分自身の心の幸福度を上げることになるのです。



このように、『幸せの青い鳥』は、私たちの近くに必ずいます。街角で、ちよつと顔見知りの人に「こんにちわ」「お元気ですか」と笑顔で挨拶や声をかけたりする。これだけでも、十分な心の訓練になるのです。

人には、それぞれに『幸せの青い鳥』がいます。そして、一人ひとりが自分自身でさがすものです。今後、子ども達が自分の『幸せの青い鳥』をさがせるように見守っていききたいと思います。

① 人との交わり・・・積極的に人とつながろうとすること

この研究では、幸せになるため(青い鳥をさがすため)には、3つの心の訓練をすることが大切と説いています。

湖南省少年補導(委)員会 ・少年センター・あすくる湖南 “2015夏”

啓発活動・立入調査

7月、湖南省青少年育成市民会議と少年補導(委)員会、少年センターは合同で啓発活動を実施しました。また、有害図書等の立入調査を実施しました。



街頭補導



8月1日(土)
“湖南省夏まつり”後の夜間街頭補導の様子です。夏休み期間は、青少年の非行・被害防止の観点から、少年補導(委)員会と共に夜間の街頭補導も実施しました。

研修会

8月4日(火)あすくる支援サポーター研修会

『あすくる湖南』では、少年や保護者と面談し、自分自身を見つめ直し、健やかに成長して行くための、5つの支援プログラム(生活改善、自分探し、就学、就労、家庭支援)を一人ひとりの目的や希望に応じて組み合わせ、個別に支援を行っています。

中学校区別の活動

各校区の補導(委)員会は独自の年間活動として、登下校時の挨拶活動や立ち番などを行っています。

また、夏休みや冬休みなどに、独自の夜間街頭補導を実施している校区や、学区民会議などの地域団体の一員として見回り活動を行っている校区もあります。

湖南省少年補導(委)員会 第2回研修会



昨年11月の研修会で西岡潔子所長のお話を聞かせていただいた多くの補導委員さんから、「来年は天津少年鑑別所(天津市大平)での研修を」との希望の声上がり、この度の訪問となりました。

所長には、施設見学を含め約2時間に渡り、少年鑑別所の業務や入所中の少年たちの生活についてお話いただきました。

特に、平成27年6月1日に施行された少年鑑別所法により、鑑別所の持つ専門的知識・技術を地域の非行・犯罪の防止に協力することができるようになり、施行3ヶ月にして少年や保護者からの相談が寄せられ、支援が始まっていることなど、丁寧にご説明いただきました。

※同法の施行により、青少年本人やその保護者、一般の方からの非行、問題行動等に関する相談、心理検査の実施依頼等に応じることが可能となった。また、地方自治体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、NPO法人等の民間団体、司法・更生保護官署等との連携を強化し、地域の青少年の健全育成に寄与することが可能となった。

相談ごとや悩みごとはお気軽に

— 学校生活や家庭生活、就学や就労など、少年に関わる悩み相談 —

▼ 相談日・時間
月曜日～金曜日(年末年始、祝祭日を除く) 9:00～16:00

▼ 相談の方法
来所相談・電話相談・メール相談

※ カウンセラ への相談をご希望の方は、必ずご予約ください。
毎週水曜日(年末年始、祝祭日を除く) 13:30～16:00

